



平成 18 年 4 月 13 日

農林水産省
経営局協同組織課企画法令係 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会
東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 10 階

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 3 月 15 日付で公表された「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」（概要）に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」（概要）に対する意見

在日米国商工会議所（ACCJ）は、平成18年3月15日付で農林水産省より発表された「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」（概要）についての意見募集のご案内により、意見提出の機会をいただきましたことに対して感謝いたします。

しかしながら、平成17年3月7日付で公表された「農業協同組合法施行規程案」（概要）および平成16年12月22日付で公表された「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」（概要）に対する意見においても申し上げたことですが、今回の意見募集においても農林水産省は農業協同組合法施行規則改正案の詳細な条文は掲載せず、改正案の簡単な概要しか公表されておらず、これは利害関係者が意見を提出する有意義な機会を奪い、規制改正手続きの透明性を損なうこととなります。これほど限られた情報だけでは施行規則改正に対する的確な意見を述べることは不可能です。規制改正手続きにおける透明性を確保するため、条文案が確定される前に、利害関係者は意見を提出する有意義な機会を与えられる必要があります。

規制改正手続きの透明性について何度も意見を申し上げているにもかかわらず、農林水産省におかれましては透明性を一向に改善されておらず、極めて遺憾です。ACCJは農林水産省に対し、今後の規制改正においては必ずこうした機会を設けていただくよう要請いたします。

以 上